

成年後見制度用診断書を作成される医師の方へ

(お 願 い)

日ごろから、家庭裁判所の事務処理にご理解とご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。
この度、患者さん（以下、「本人」と記載します。）の関係者から、成年後見事件申立てのための診断書作成の依頼をお受けになったことと存じます。この診断書は、後見等の申立ての区分*を決める重要な資料となりますので、作成についてのご協力をお願いいたします。

※ 後見等の申立ての区分は、本人の判断能力の観点から見ると次のとおりです。

後見相当：支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。

保佐相当：支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。

補助相当：支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある。

診断書作成の依頼を受ける際に、依頼者から、福祉関係者が作成した「本人情報シート」の提供を受けることがあります。この「本人情報シート」は、診断書を作成する医師に対し、ご本人の生活状況等に関する情報を提供し、医学的判断を行う際の参考としていただくために、家庭裁判所が平成31年4月から導入したものです。

「本人情報シート」の提供を受けた場合には、ぜひ診断の参考資料として御活用ください。なお、記載内容についてのお問合せは、「本人情報シート」の作成者にお尋ねください。

ところで、家庭裁判所が後見又は保佐開始の審判をするためには、この診断書とは別に原則として、本人の精神の状況について鑑定を行うことが法律上定められております。

家庭裁判所では、本人やご家族の負担をできるだけ少なくするために、できれば本人の状態を最も良く理解しておられる主治医又は診断書作成医師に、この鑑定を依頼したいと考えております。鑑定人の資格には「診療科」や従事年限等に法律上の制限はありませんし、訴訟事件における鑑定とは異なりますので、証人等として家庭裁判所にお越しいただくこともありません。

つきましては、鑑定を検討する際の参考とさせていただきたいので、診断書の作成のほか「鑑定手続についての照会書」にもご記入いただくよう、重ねてお願い申し上げます。

これらの作成方法、あるいは鑑定そのものについてご不明な点がありましたら、依頼者が提出しようとしている以下の裁判所の後見事務担当者あてにお電話でお尋ねください。

山形家庭裁判所（本庁）	0 2 3 - 6 2 3 - 9 5 1 1
山形家庭裁判所新庄支部	0 2 3 3 - 2 2 - 0 2 6 5
山形家庭裁判所米沢支部	0 2 3 8 - 2 2 - 2 1 8 6
山形家庭裁判所鶴岡支部	0 2 3 5 - 2 3 - 6 6 7 7
山形家庭裁判所酒田支部	0 2 3 4 - 2 3 - 1 2 7 2
山形家庭裁判所赤湯出張所	0 2 3 8 - 4 3 - 2 2 1 7
山形家庭裁判所長井出張所	0 2 3 8 - 8 8 - 2 0 7 3

なお、裁判所のウェブサイト (https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui/kazi/kazi_09_02/index.html) では、診断書や鑑定書の作成の手引等をダウンロードすることができますので、参考にいただければ幸いです。

おって、鑑定をお引き受けいただける場合で、後日、鑑定を行うことが決まりましたら、家庭裁判所が本人の関係者から鑑定の費用をお預かりした上で、正式に鑑定依頼書などを送付させていただきます。